

トアルヘシ

第四章 地方部

第廿四條 地方部ハ三十名以七ノ同盟員ヲ有スル地方若シクハ勤務區域ニハ業種別ニ應シテ之ヲ設置ス

第廿五條 地方執行委員ハ其地方ノ一切ノ事務ヲ執行ス

但シ第廿七條ニ依リ選出セラレタル代議員ハ執行委員ト協力シテ其事務ノ徹活ヲ計ルモノトス

第五章 會計

第廿六條 同盟ハ地方執行委員ニ於テ毎月末日迄ニ其翌月分ヲ會計委員ニ納付スルモノトス

第廿七條 會計委員ハ毎月末日迄ニ各地方部ヨリ納付セラレタル同盟費ヲ管理シ其出納ノ費ニ經任スルモノトス

第廿八條 本同盟ノ經常費及臨時費ハ會計及寄附金ヲ以テ之ニガツ

第廿九條 同盟費又ハ寄附金ハ如何ナル理由アルモ返戻セス